

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年11月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300144 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300029 号

第 1 結論

請求者の A 事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 62 年 9 月 28 日、喪失年月日を昭和 63 年 3 月 27 日に訂正し、昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 2 月までの標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和 62 年 9 月 28 日から昭和 63 年 3 月 27 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から昭和 63 年 3 月 27 日まで

私は、請求期間において A 事務所管内の B 学校に勤務していたが、この期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和 62 年 9 月 28 日から昭和 63 年 3 月 27 日までの期間については、請求者が提出した辞令、A 事務所が提出した請求者に係る履歴書及び日本年金機構の回答により、請求者は、昭和 62 年 9 月 28 日から昭和 63 年 3 月 26 日までの期間において、B 学校に講師として勤務し、A 事務所における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 62 年 9 月 28 日、同喪失年月日を昭和 63 年 3 月 27 日とし、同事務所が提出した請求者に係る退職手当計算内訳で確認できる給料月額及び日本年金機構の回答により、昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 2 月までの標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、請求期間において、A 事務所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、同事務所の事務担当者の陳述及び日本年金機構の回答により、同事務所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかしながら、A 事務所は臨時的任用職員等に対する社会保険制度の適用の実施要綱が定められたのは昭和 63 年 4 月 1 日以降であり、請求期間は、臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施前の期間であるため、請求者に係る社会保険加入等の手続は行っていないとしている上、請求者の給与から厚生年金保険料も控除していない旨回答しており、請求者自身も昭和 62 年

9月28日から昭和63年3月27日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、請求者の昭和62年9月28日から昭和63年3月27日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、昭和62年9月28日から昭和63年3月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、昭和62年9月1日から同年9月28日までの期間については、前述の辞令及び履歴書によると、請求者は、昭和62年9月1日から同年9月19日までの期間及び同年9月20日から同年9月27日までの期間において、B学校の講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時の厚生年金保険法第12条には、臨時に使用される者であって、二月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、前述の辞令及び履歴書で確認できる任用期間は、いずれも2か月以内であり、請求者は、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったものと判断できる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和62年9月1日から同年9月28日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。